

平成29年度 四国森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 開催日 平成30年2月19日（月）10:00～11:30

2 場 所 四国森林管理局 応接室

3 出席者

(1) 事業評価技術検討会 委員

高知大学 教育研究部 教授 笹原克夫
高知工科大学 経済・マネジメント学群 教授 渡邊法美
森林総合研究所四国支所 人工林保育管理チーム長 酒井 敦

(2) 森林管理局

計画保全部長、森林整備部長、企画調整課長、計画課長、治山課長、
森林整備課長、資源活用課長

(説明者)

森林整備課課長補佐、設計指導官、森林育成係長

(事務局)

企画調整課監査官、林政推進係長

4 議事概要

笹原委員：安芸森林計画区内で実施する地拵・植付、下刈、保育間伐等の事業実施箇所について、計画区内に点々と散在している状況である。公共事業という観点では事業の重点化、集中化に相反するように思われるが、事業の箇所付けはどのような考えで行っているのか。

局：森林整備事業には森林の有する公益的機能を発揮させるという目的があり、そのためには、伐採等の事業を1箇所集中して行うより、小面積に分散させて実施した方がよい。また、植栽した時期や場所によって保育作業の実施時期等が決まってくることもある。このため、必ずしも作業効率的にはベストとはならないことがあるが、公益的機能の発揮のために必要であることでありご理解頂きたい。

酒井委員：皆伐については一伐採面積に限度があるが、これが一箇所に集中し毎年度事業地が増えてしまうと、結果として大面積の皆伐地になってしまう可能性がある。特に安芸森林計画区はシカが多く生息しているため、シカのコントロールがますます難しくなるだろう。そのような観点からも、集中的な事業というものについては慎重に行う必要がある。

酒井委員：シカ被害対策については、安芸森林計画区内の全ての事業予定箇所で行うのか。

局：更新を予定する箇所について、シカ被害対策を講じることとしている。

酒井委員：シカ被害対策には大別すると防護柵とツリーシェルターなどの単木防御があるが、設置の判断基準はあるのか。

局：大面積での単木防御には相当の予算が必要となり不向きであると考えている。このため、単木防御は小面積であることや立地条件が良いことなどを勘案して判断している。

酒井委員：防護柵を設置する場合は保守点検の経費も含んでいるのか。

局：保守点検の時期や回数は自然的条件に影響され、確実に見込めるものではないため、経費の中には含めていない。

渡邊委員：地域管理経営計画に基づいて国有林野施業実施計画が策定されているのであれば、これらの概要に加え、シカ被害対策の費用など一覧表があると分かりやすいのではないかと。特に事業費は積算に基づいて積み上げられているだろうから、それぞれの事業の概要やそれに掛かる費用はすぐに分かるのではないかと。

局：地域管理経営計画の具体的な計画が国有林野施業実施計画であり、伐採と造林については属地的な計画であるが、保育作業については属地的な計画ではなく、総量の計画となっている。箇所別にシカ被害対策に必要な経費等を積算しているものではない。

渡邊委員：保育間伐、更新、下刈、除伐の面積は、それぞれの作業が必要な個々の林分の面積を積み上げているのではないかと。

局：伐採と植付については、属地的な計画となっているが、保育作業については、どの齢級の林分がどのくらいあるかというデータに基づいて、森林計画区全体としてどのくらいの保育作業が必要かという全体量を示す計画になっている。

笹原委員：保育作業のような計画の考え方を如何に分かりやすく説明するか、工夫が求められる。

渡邊委員：評価結果（案）の有効性に「国有林の地域別の森林計画に即した事業内容であり」との記載があるが、国有林の地域別の森林計画は別にあるとの理解で良いのか。

局：国有林の地域別の森林計画は5年毎に立てる10年間の計画、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画は5年毎に立てる5年間の計画であり、国有林の地域別の森林計画は資源的な観点から、地域管理経営計画は経営的、管理的な観点から立てる計画である。また、地域管理経営計画は、森林の取扱いや将来の目標林型をどうするかを定め、具体的にどこを伐採して植付を行うかは国有林野施業実施計画で定めている。保育作業については、実施時期の目安を基に、下刈、つる切りなどの実施の必要性を現場で確認しているが、個別の箇所を計画に盛り込んではいない。伐採については、個別の箇所を計画に盛り込み、個々の林分毎に管理を行う形となっている。

渡邊委員：「国有林の地域別の森林計画に即した事業内容」と記載するのであれば、この部分の説明が大事になる。

局：今後、説明の工夫に加え、書き振りを検討したい。

笹原委員：国有林野の内訳を見ると無立木地等が3%と多くあるが、これが安芸森林計画区の特徴であるならば、森林整備事業でどのように対応しているのか。

局：無立木地には伐採跡地が含まれており、必ずしも安芸森林計画区において無立木地が特に多い訳ではない。

笹原委員：魚梁瀬地域は、上空から見ると林道周辺から崩れているケースが多いが、林道の開設や維持管理においてどのように対応しているのか。

局：改良工事に対応することになるが、災害に伴う場合は、災害復旧で対応する。

笹原委員：林道の崩壊等に係る一般への説明体制は整えておく必要があると考える。

笹原委員：下刈の実施の判断や実施時期の判断は、各林分を見なければ分からないと思うが、どれだけの頻度で行っているのか。

局：下刈等については、実際に計画を立てる前年に、下草の繁茂の状況等を確認して森林官が実施の必要性を報告することになっている。

笹原委員：下草の繁茂の状況を森林官が確認するための巡視の頻度やチェックの方法について、数字で説明して頂くとより分かりやすくなるため、説明の方法等について工夫が必要である。

局：森林官の日頃の巡視の中で実施しているが、経験年数によっても影響するため、今後の説明の方法等については検討させていただきたい。

酒井委員：シカが多く生息している地域であり改植も多い。植付したら成林させないと国民に対して申し訳が立たなくなってしまう。今は、シカを捕獲するか防護柵を作って見回りを何回も実施する方法しかない。金額は増えるかも知れないが成林させることが大事である。

局：これまでのいくつか指摘について、総括的に説明させて頂きたい。まず、森林整備事業の対象は国有林野施業実施計画で定められるが、箇所付けされているのは伐採から植付までで、保育については総量計画ということになる。これは、戦中戦後に各地で乱伐が行われたことから、皆伐と新植についてはしっかりと属地的に決めていく必要があったが、下刈以降については自然条件によって重要度、緊急度が異なるため、幅を持たせて総量で定めることとされている。このため、1つの計画の中に属地計画と総量計画が混じることになってしまうが、説明の分かりにくい部分は次回から工夫したい。次に無立木地については、伐採後、植付するまでの間の箇所や、高標高地で風が強く、広葉樹、針葉樹とも生育しないような笹生地を含んでおり、無立木地だから必ずしも崩壊し易いという訳ではない。また、林道の崩壊については、昔作った林道で地形的、地質的に厳しい所は一部崩壊を起こしている箇所があるが、林道改良の予算が付き次第、優先順位を定めて対応している。評価結果（案）の有効性の部分の書き振りについては、必要性、効率性に比べると分かりにくいところがあるため、次回に向けて検討したい。最後に、改植に関して、シカの被害を受けるたびに改植するのは費用対効果という観点からは好ましくないため、如何に効率的、効果的に森林を整備していくか検討していきたい。

渡邊委員：自然というものは不確定性、不確実性が大きい。シカの問題も同様で、それに対応していくためには評価制度も変えていく必要がある。効果と費用のモニタリングというものは今まで以上に丁寧に行っていく必要があると考えている。

局：シカ対策も行ってはいるが、その効果を分析するといったところまではまだ至ってない状況である。今後、事後評価のなかでどのような分析ができるのか検討していきたい。

局：安芸森林計画区の事前評価について、いろいろと議論を頂いたが、今回の評価結果（案）については、「公益的機能の発揮や木材安定供給、計画的な森林整備が求められている地域であり、必要性、効率性、有効性など評価の観点から妥当なものとなっている。」ということによろしいか。

各委員：異議なし。